

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成17年6月1日京都市条例第2号）（都市計画局建築指導部指導課）

次のとおり、建築基準法（以下「法」といいます。）の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備することとしました。

区	分	手数料（1件につき）
法第86条の	200平方メートル以下の面積	27,000 ^円
8第1項又は 第3項前段の	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	36,000
規定に基づく 工事の全体計	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	52,000
画の認定又は 工事の全体計	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	69,000
画の変更の認 定の申請に対 する審査	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	160,000
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	270,000
	50,000平方メートルを超える面積	490,000

この条例は、平成17年6月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第2号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「第86条第1項の規定に基づく複数建築物」を「第86条第1項の規定に基づく一団地内の建築物」に、「第86条第3項の規定に基づく複数建築物」を「第86条第3項の規定に基づく一団地内の建築物」に、「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に、「第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物」を「第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等」に、

「

法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
---	--------

を

」

「

法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	
法第86条の	200平方メートル以下の面積	27,000

8第1項又は 第3項前段の 規定に基づく 工事の全体計	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	36,000
画の認定又は 工事の全体計	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	52,000
画の変更の認定の申請に対する審査	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	69,000
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	160,000
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	270,000
	50,000平方メートルを超える面積	490,000

に

」

改め、同表備考1中「合計と」を「合計、(7)の項にあっては認定に係る床面積の合計と」に改め、同備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 (1)の項の申請において、法第86条の8第1項又は第3項前段の規定に基づく認定を受けて工事を行う場合の手数料は、(1)の項に掲げる建築物の区分に応じ、同項に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表第1備考に次のように加える。

- 7 (7)の項の申請において、法第86条の8第1項の規定に基づく認定に係る床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の
床面積

(2) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

8 (7)の項の申請において、法第86条の8第3項前段の規定に基づく認定に係る床面積の合計は、建築物の工事の全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)